平成２８年（フ）第３８７号
埼玉県川越市大字的場986番地11
破産者　松平　宏明
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７５８号
横浜市港北区新横浜２丁目３番地８
破産者　エフアンドエス株式会社
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６２号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1188番地２
破産者　株式会社スカイライナー
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４２４号
相模原市中央区中央３丁目14番12号
破産者　株式会社サンライズ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２６号
相模原市中央区中央３丁目14番12号
破産者　株式会社ヒューマンウェアシステムズ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６７７号
名古屋市東区泉１丁目14番３号　ハセガワビル２Ｆ－Ａ
破産者　株式会社ワンアンドオンリー
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０号
三重県伊勢市川端町312番地９
破産者　大倉けい子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
三重県志摩市阿児町鵜方3503番地17
破産者　西岡　義弘
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
三重県志摩市阿児町鵜方2884番地36、商業登記簿上の本店所在地三重県志摩市阿児町鵜方2884番地36
破産者　株式会社ウィル
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦147番地
破産者　有限会社ヤマワモータース
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５５８号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１桂川ハイツ２号館307号
破産者　京都コンピューター印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７５６号
京都府城陽市寺田乾出北12番地の３
破産者　三和建設株式会社
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６１５号
神戸市中央区栄町通３丁目２番４号
破産者　有限会社モダンルネッサンス
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８６号
神戸市東灘区甲南町３丁目７－19－101
破産者　株式会社リアル・ステージ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６号
鹿児島市伊敷２丁目17番29号
破産者　株式会社ゼノア鹿児島
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
鹿児島市伊敷台４丁目29番10－404号
破産者　田中　章人
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
鹿児島市伊敷台４丁目29番10－404号
破産者　田中多実子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
北海道帯広市西15条南９丁目４番地３、商業登記簿上の本店所在地北海道帯広市西13条南11丁目３番地12
破産者　十勝製麺株式会社
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２２５０号
神奈川県大和市林間２丁目６番51号　グランドコート林間102号
破産者　ＰＲＯＩＮＧ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７７号
横浜市金沢区六浦５丁目５番13－201号
破産者　有限会社樵の季
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１７号
横浜市都筑区高山17番５－308号
破産者　株式会社ＴＭドリームファクトリー
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部